

平成20年4月1日施行

「旭川市犯罪及び交通事故のない

安全で安心なまちづくり条例」ができました。

市内における犯罪や交通事故の発生状況は、依然高い水準を示しているとともに、道が実施した意識調査によると約7割の人が犯罪被害に遭う不安を感じています。

このような中、市では、市民、事業者、町内会、市民委員会、関係団体の皆さんと協力し、だれもが犯罪や交通事故の不安を感じないで、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた条例を制定しました。

この条例は、地域社会全体で、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めていくための基本理念やそれぞれの果たすべき役割などを定めたものです。

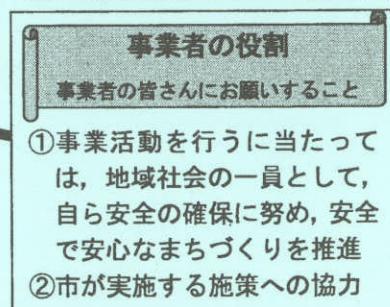
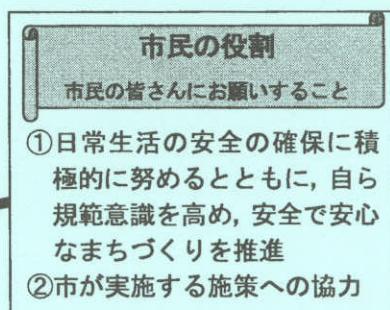
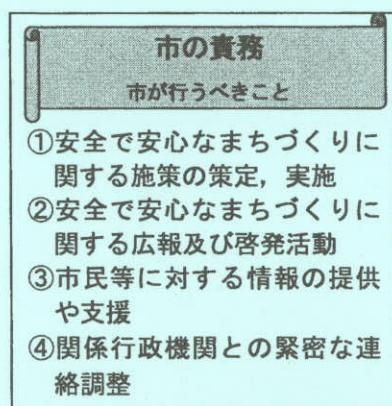


条例の目的

- ・ 犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりに関し基本理念を定めます。
- ・ 市の責務、市民、事業者、住民組織及び関係団体の役割を明らかにします。
- ・ 安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進します。
- ・ 市民や観光客等が安全に安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現します。

基本理念（安全で安心なまちづくりを推進するための基本的な考え方）

- ① 身の回りの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという意識と人へのやさしさと人とのつながりを大切にし共に支え合う意識を基本として推進します。
- ② 市、市民、事業者、住民組織、関係団体の適切な役割分担による協働の下に推進します。
- ③ 犯罪や交通事故の実態を考慮して効果的に推進します。
- ④ 児童生徒、高齢者、障害者、犯罪被害者等に配慮して推進します。
- ⑤ 観光客等の安全の確保に配慮して推進します。
- ⑥ 関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進します。



協 動

